

## 令和４年度第１回津市公契約審議会の会議結果報告

|            |                                                                                                                                                                                                       |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 会議名      | 令和４年度第１回津市公契約審議会                                                                                                                                                                                      |
| 2 開催日時     | 令和４年５月２６日（木）<br>午後２時から午後３時２０分まで                                                                                                                                                                       |
| 3 開催場所     | 津市役所本庁舎 ４階庁議室                                                                                                                                                                                         |
| 4 出席した者の氏名 | 津市公契約審議会委員<br>西川 源誌（会長）、藤村 真彦（副会長）、田邊 三郎、<br>橋本 正治、村山 篤、山口 登<br>（事務局）<br>総務部長 奥田寛次<br>総務部次長 稲垣篤哉<br>調達契約課長 織田充彦<br>調達契約課調整・物品調達契約担当主幹 高津陽介<br>調達契約課工事契約担当主幹 柿木伸介<br>物品調達契約担当副主幹 横山貴之<br>工事契約担当主査 井原崇視 |
| 5 内容       | (1) 審議会答申書（案）について<br>(2) 今後のスケジュールについて                                                                                                                                                                |
| 6 公開又は非公開  | 公開                                                                                                                                                                                                    |
| 7 傍聴者の数    | ０人                                                                                                                                                                                                    |
| 8 担当       | 総務部調達契約課工事契約担当<br>電話番号 ０５９－２２９－３１２２<br>E-mail 229-3121@city.tsu.lg.jp                                                                                                                                 |

### ・議事の内容 次のとおり

事務局 お待たせいたしました。本日は、皆様大変お忙しい中、お集まり頂  
きまして、誠にありがとうございます。

令和４年度第１回津市公契約審議会を開催させていただきます。そ  
れでは開会に当たりまして総務部長より一言挨拶を申し上げます。

事務局 【総務部長挨拶】

事務局 それでは、西川会長、議長として会議の進行をお願いいたします。

会長 承知しました。皆さんお忙しい中お集まりいただき、ご苦労様です。  
前回に引き続き、活発且つ円滑な議事進行にご協力いただきますよう  
お願いいたします。

なお、本日の会議は、津市の「審議会等の会議の公開に関する指針」  
に基づき公開としております。

それでは、議事を進めてまいります。「事項１ 審議会答申書（案）」

について」、ですが、事務局に説明を求めます。

事務局

本審議会が平成30年8月7日に設置されて以降、これまで労働報酬下限額に係る試行を重ねながら、過去10回の審議会での御審議により、資料①のとおり「令和4年度における労働報酬下限額の運用」について承認をいただいたところです。現在は、令和3年度労働報酬下限額の試行の最終的な検証を行うところでして、令和3年度労働報酬下限額の試行については、最終月分のアンケート及び労働状況台帳の提出期限を本年5月末日までとしている案件が多く、試行結果の取りまとめについては、もうしばらくお時間を要します。

従いまして、今回お示しいたします答申書案は、これまでの審議結果及び令和3年度中間月までの試行結果を踏まえ、現段階における答申として作成いたしましたので、その内容について、ご確認いただき、ご意見等をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まずは答申書案の全体構成からご説明させていただきます。表紙をめくっていただいて、1ページが「はじめに」として全国的な公契約条例の状況や本審議会について記載いたしました。その後、これまでご審議いただいた労働報酬下限額の運用に添って、それぞれ記載をいたしました。3ページが「1 公契約の定義」、続いて「2 労働者の定義」、4ページが「3 労働報酬下限額について」、7ページが「4 台帳について」、9ページが「5 条例違反時の取扱いについて」、続いて「6 積極的な検査について」、そして最後に、11ページに「おわりに」として本市の公契約条例の将来に向けて取り組みが必要である旨を記載しました。13ページからは、参考として「津市公契約審議会審議経緯」として、第1期及び第2期の審議会委員、審議経緯をつけさせていただいています。

それでは、答申書案の内容について、項目ごとに区切って説明させていただきます。

#### <答申書（案）「はじめに」説明>

会長

それでは、「はじめに」の内容について御意見御質問はございませんか。

委員

令和4年4月時点で公契約条例を制定している自治体が全国で75自治体とのことですが、今後新たに条例を制定しようとしている自治体がどの程度あるのか把握していますか。

事務局

制定に向けて取り組みを進めている自治体については把握することが困難です。

委員

現在制定されている75自治体のうち、26自治体が賃金条項型ということですね。

事務局                    そのとおりです。

委員                    ２段落目で「他自治体では例をみない」との記載がありますが、賃金条項を設定し、設計労務単価を適用している団体はたくさんありますので、「例をみない」という表現は適切ではないと思います。

事務局                    ここでの「例をみない」とは、「条例制定後に審議会で審議をして労働報酬下限額を定める」ということを指します。

委員                    その場合でも、津市と同様に施行してから審議をしている自治体もあったかと思います。

会長                    委員は「例をみない」という表現がどうかという御意見でしたので、事務局で表現を修正し、次回審議会で再提示していただくということによろしいでしょうか。

事務局                    わかりました。

会長                    ほかにございますか。なければ事務局、続きをお願いします。

事務局                    <答申書（案）「１ 公契約条例について」説明>

会長                    それでは、「公契約の定義について」の内容について御意見御質問はございませんか。

委員                    業務委託における公契約と特定公契約との違いを教えてください。

事務局                    津市公契約条例では津市が契約する業務委託契約を公契約と規定しています。公契約のうち、津市公契約条例施行規則において、業務委託契約は、清掃業務、人的警備業務、施設の管理業務、設備の運転管理業務又は保守業務、工事に付随する設計等業務、その他市長が指定する業務を特定公契約として規定しており、特定公契約については規則で定める誓約事項について誓約しなければならない等、公契約との違いがあります。

委員                    指定管理者が保守点検業務等を他の業者へ業務委託した場合はどうなりますか。

事務局                    詳しくは後ほど説明させていただきますが、津市と指定管理者との契約を公契約の対象としており、指定管理者が保守業者と業務委託契約を締結した場合等は公契約の範囲には含みません。

委員                    わかりました。

会長                   ほかにございますか。なければ事務局、続きをお願いします。

事務局               <答申書（案）「2 労働者の定義について」説明>

会長                   それでは、「労働者の定義について」の内容について御意見御質問はございませんか。

                          <意見・質問なし>

会長                   御意見御質問がないようですので、事務局、続きをお願いします。

事務局               <答申書（案）「3 労働報酬下限額について」説明>

会長                   それでは、「労働報酬下限額について」の内容について御意見御質問はございませんか。

委員                   業務委託及び指定管理については、津市高卒初任給を基準としたことについて記載がありますが、工事では、「意見の集約には至らなかった」との記載の後、「審議と並行して実施された試行結果からは・・・」と、続いており、急に試行の内容が記載されています。平成30年度3回目の審議会において、平成31年度の労働報酬下限額の試行についての事務局から「平成31年度の建設工事における労働報酬下限額の基準は最低賃金としますが、令和2年度以降も最低賃金を基準にするために設定したわけではなく、その目的は労働報酬下限額に係る事務負担の確認と、試行で得られた賃金のデータを令和2年度以降の労働報酬下限額の基準設定に活かすことです。」という趣旨の説明があったかと思いますが、現在の答申では試行に至るまでの経緯がわからないので、この部分について答申に入れるべきかと思います。その後、審議を経て津市高卒初任給を基準とすることになったかと思います。

事務局               当時の事務局は「建設工事において、労働報酬下限額を設定することにより、どのような事務負担が発生するのかを検証させていただくうえで、便宜的に労働報酬下限額を最低賃金として設定したい」との趣旨であり、基準として三重県の最低賃金を用いたいということではなかったため、今回の答申書案からは省略させていただきました。

委員                   業務委託については、労働報酬下限額の基準について、津市高卒初任給と記載がありますが、工事の基準については一切記載がないため、記載が必要かと思います。

事務局               委員の御意見のとおり、意見の集約に至らなかったとの内容から試行結果へ話が飛んでいますので、「工事についても事務手続きを検証するために試行をすることとした」との内容を追記します。

- 会長 御意見のあった箇所について、事務局で検討ください。  
ほかにございますか。なければ事務局、続きをお願いします。
- 事務局 <答申書（案）「4 台帳について」説明>
- 会長 それでは、「台帳について」の内容について御意見御質問はございませんか。
- <意見・質問なし>
- 会長 御意見御質問がないようですので、事務局続きをお願いします。
- 事務局 <答申書（案）「5 条例違反時の取り扱いについて」説明>
- 会長 それでは、「条例違反時の取り扱いについて」の内容について御意見御質問はございませんか。
- <意見・質問なし>
- 会長 御意見御質問がないようですので、事務局、続きをお願いします。
- 事務局 <答申書（案）「6 積極的な検査について」説明>
- 会長 それでは、「積極的な検査について」の内容について御意見御質問はございませんか。
- <意見・質問なし>
- 会長 御意見御質問がないようですので、事務局、続きをお願いします。
- 事務局 <答申書（案）「おわりに」説明>
- 会長 それでは、「おわりに」の内容について御意見御質問はございませんか。
- 委員 二段落目の最初の行で「事業者側、労働者側の双方に労働報酬下限額に対する思いがある中で、それぞれの立場から」という記載がありますが、我々委員はそれぞれ事業者団体、労働者団体等に所属はしていますが、公契約条例をより良いものにするために審議をしており、所属は違えど、全員が中立的な立場で審議をしていたと思います。
- 会長 所属している団体はそれぞれ違いますが、委員の皆さんは公正な立場で審議を重ねたという表現にした方が良いという御意見ですね。

事務局           それぞれの分野に精通した知識を持った委員の皆様が、公正公平に審議を重ねたという趣旨の表現に修正します。

会長             それでは、その箇所の表現について事務局で修正をお願いします。

会長             今回、委員の皆様から御意見等がありましたので、今回の意見を反映した答申書案を事務局で作成していただき、次回の審議会で再提示していただきたいと思います。

委員             答申書の内容についての意見ではないのですが、「予定価格が1億5,000万円以上並びに総合評価落札方式による入札において低入札価格による労働者の労働環境への影響が懸念される低入札価格調査の対象となった工事」とありますが、一般的な予定価格が1億5,000万円以上の工事については、低入札価格調査の対象となることではないという理解でよろしいでしょうか。

事務局           そのとおりです。通常の入札ですと、最低制限価格未満の場合は失格となりますので、低入札価格調査はありません。

委員             総合評価落札方式は低入札価格調査となった場合は、労働報酬下限額の対象となるということですね。総合評価で低入札価格調査とならなかった場合はどうなりますか。

事務局           総合評価落札方式で低入札価格調査とならなかった場合は、労働報酬下限額の対象にならないということです。

委員             総合評価落札方式の対象となる工事の金額はどのぐらいをお考えですか。

事務局           総合評価落札方式は、年間数件の試行をさせていただいており、土木一式は格付A1A2、建築及び舗装は格付Aの案件から抽出しています。

委員             予定価格が1億5,000万円以上の総合評価落札方式の案件があった場合はどうなりますか。

事務局           1億5,000万円以上の総合評価落札方式の場合は、低入札価格調査の有無に係わらず労働報酬下限額の対象となりますし、1億5,000万円未満の総合評価落札方式の場合は、低入札価格調査となった場合に限り労働報酬下限額の対象となります。

会長             総合評価落札方式の入札公告には、低入札価格調査となった場合は、労働報酬下限額の対象となる旨も記載するという理解でよろしいでしょうか。

- 事務局 公告にその旨、記載します。また、記載することにより、事業者の低入札の歯止めを掛けたいという思いもあります。
- 委員 もう1点確認させていただきたいのですが、答申書の1ページで公契約条例が75の自治体で制定されてきているが、その数は全国的に見ても4%程度にすぎないとの記載がありますが、全国に自治体はいくつありますか。
- 事務局 市町村の数としては1,718ですが、都道府県、特別区も含んだ自治体の数は1,788になります。
- 委員 そのうち75の自治体で公契約条例が制定されているということですね。
- 委員 75の自治体には県も含まれていますか。
- 事務局 県も含みます。
- 委員 全体の自治体の数を記載した方がわかりやすいと思います。
- 会長 委員の御意見のとおり、事務局で修正いただくということによろしいでしょうか。
- 事務局 修正します。
- 会長 それでは、「事項2 今後のスケジュールについて」、事務局に説明を求めます。
- 事務局 冒頭で御説明させていただいたとおり、今回、お示しした答申案は令和3年度の労働報酬下限額試行案件の中間月の報告までの結果を踏まえて作成したものになります。
- 次回審議会では、複数年度にまたがって契約している案件を除いて台帳やアンケートが揃いますので、令和3年度労働報酬下限額の試行結果について報告させていただき、その結果を踏まえ、最終的な答申書として内容を確定させてまいりたいと考えています。
- 今後のスケジュールについては、お手元の資料「津市公契約条例改正に向けた今後のスケジュール（案）」をご覧ください。
- <概要>
- ・7月上旬に次回審議会を開催し、答申（案）を再提示する。
  - ・7月下旬に市長に対して答申書の提出。
  - ・12月議会で条例審議
  - ・令和5年4月1日改正条例等施行
- 会長 それでは「事項書2 今後のスケジュールについて」何か御意見・

ご質問ございますか。

<意見・質問なし>

会長                    それでは「事項書3 その他」に移ります。何かございますか。

<委員、事務局から特になし>

会長                    特に無いようですので、本日の会議はこれで終わりたいと思います。  
す。長時間にわたる御審議、御苦勞様でした。